

(4) 行為の制限に関する事項

③届出対象行為

行為	規模等
建築物の建築等 (建築物の新築、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新築、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
工作物の建設等 (工作物の新設、増築、解体、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)	・新設、増築、解体、改築若しくは移転のすべて ・外観を変更する場合は、屋根、外壁の変更部分の面積が2分の1を超えるもの
開発行為	(一般地域と同じ)
樹木の伐採	・高さが10mを超えるもの
物件の堆積	(一般地域と同じ)
土石等の採取、鉱物の掘採	(一般地域と同じ)
土地の区画形質の変更(開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く)	(一般地域と同じ)

※一般地域と同様に、上表のうち「建築物の建築等」と「工作物の建設等」を特定届出対象行為とする。

※横手都市計画で決定した「横手市増田伝統的建造物群保存地区」については、横手市景観条例施行規則第4条第3項第8号の規定により届出は不要とする。

④景観づくりの基準

項目	基準	基準詳細
建築物等	主屋の配置	・表通りからなるべく後退しない。 ・表通りの少し離れた位置からでも建物正面が見渡せる配置に努める。
	形態意匠	・表通りでは、軒や庇を出し、建物に陰影を与える。また、敷地の条件や積雪を考慮し、できるだけ勾配屋根とする。
	高さ	・表通りでは、原則、1～2階建てとする。3階建て以上とする場合は、3階部分を後退させる等の工夫をする。
	色彩	・無彩色(白・グレー・黒)、茶系統などの落ち着いた色彩を基調とする。又は自然の素材色を基調とする。

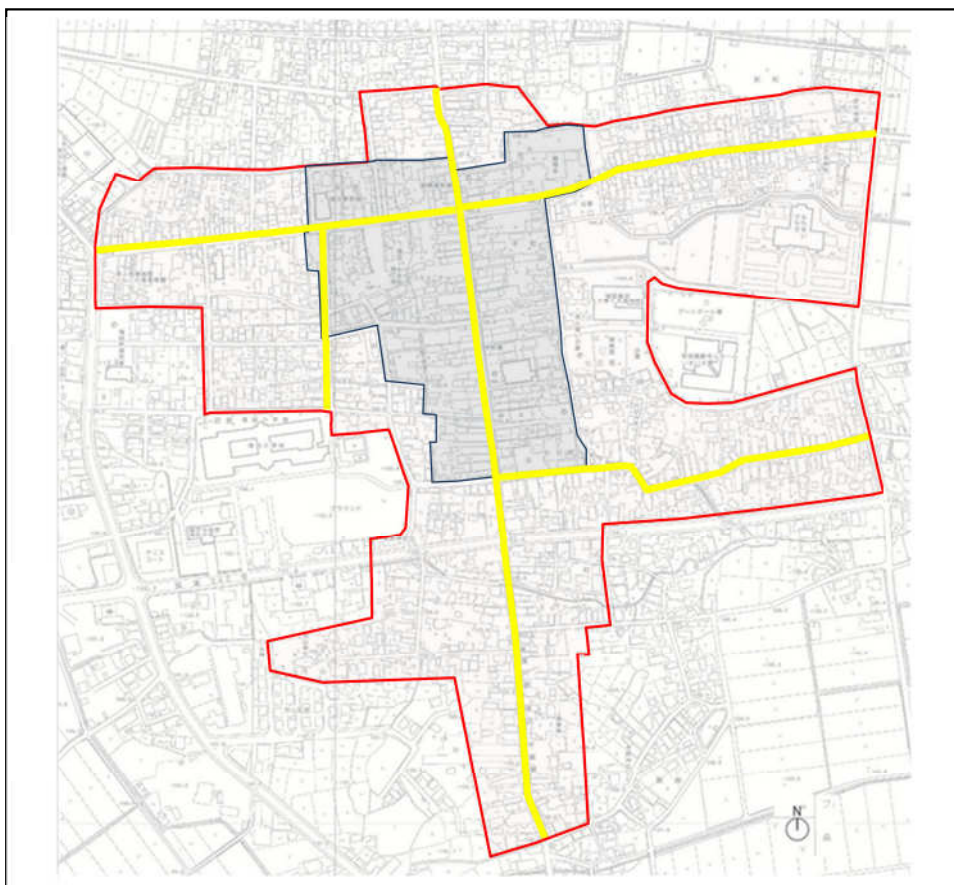
項目	基準	基準詳細
樹木・植栽	既存の樹木で樹姿又は樹勢が優れたものは、剪定等の管理をして、安全に配慮し、できるだけ残すように努める。	
空き地 空き家	空き地、空き家は適正に管理し、周辺の景観との調和に配慮すること。	

※ 一般地域で届出対象とされている行為については、上記の基準のほか一般地域の景観づくりの基準にも適合させること。

※「開発行為、物件の堆積」「土石等の採取、鉱物の掘採」「土地の区画形質の変更（開発行為又は土石等の採取、鉱物の掘採を除く）」の基準は、一般地域と同様の取り扱いとする。

※建築物の建築等・工作物の建設等の景観基準を景観法第 16 条第 3 項による勧告の基準とし、さらに建築物及び工作物の色彩の基準を景観法第 17 条第 1 項による変更命令の基準とする。

【対象範囲図】



※表通り：田町から縫殿までの県道川連増田平鹿線、本町から新町までの市道本町平鹿線、本町から土肥館までの市道学校通線、七日町・上町から関ノ口までの市道四関線のうち、黄色で図示された路線沿い

このほか、増田地区では景観ガイドラインを策定し望ましい建築等を行う際の指針を設けています。届出対象行為等を行おうとする方は、景観ガイドラインもご確認ください。

第8章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針



ホップ畑と鳥海山(大雄地域)



三森山林道からの眺め(雄物川地域)

1. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の考え方

地域の景観を魅力のあるものとしていくためには、地域の景観を特徴付ける良好な景観資源の保全と活用が重要です。そのため、景観資源として地域で重要な役割を果たしている建造物や樹木を、次の方針に基づき「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定します。そして、これらを活かして地域特性にあわせた良好な景観の保全や形成を図ります。

対象となる建造物又は樹木は、道路などの公共の場所から見るができるものとし、以下の指定の方針に即したものを指定します。

景観重要建造物、景観重要樹木は、市民に親しまれるものとするため、各種市民団体等を通じた市民からの推薦も随時受け付けながら選定し、歴史的・文化的価値、外観の状態、周辺からの視認性、地域との関わり、公開性などを考慮して、所有者及び景観審議会の意見を聞いた上で指定します。

なお、景観重要建築物、景観重要樹木においては、良好な景観の維持、形成のため保存にかかる費用の一部について助成等を検討します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

基本的に景観重要建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当する建造物とします。

- ・地域の景観のシンボリックな存在となっている建造物
- ・地域の人々に親しまれている建造物
- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物

3. 景観重要樹木の指定の方針

基本的に景観重要樹木の指定対象は、以下のいずれかに該当する樹木とします。

- ・地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- ・地域の人々に親しまれている樹木
- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木

第9章 その他の景観形成に関する事項



りんご狩りを楽しむ人々(増田地域)



りんご畑の赤い宝石(平鹿地域)

1. 屋外広告物に関する事項

(1) 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、人々に多様な情報を提供する伝達手段となっているだけでなく、商業地では賑わいや活気を演出するなど、まちの賑わいやイメージにつながる景観上の重要な役割も果たしています。一方で、このような屋外広告物が無秩序に氾濫すると、地域の歴史や文化を今に伝える街並みや建造物などと調和した景観形成が困難になるばかりでなく、市街地の周辺や郊外の幹線道路沿道などでは、周囲の美しい自然的景観の眺望を阻害する要因にもなりかねません。

屋外広告物の表示及び掲出については、本計画における「景観形成の基本方針」「景観づくりの基準」に基づき、周辺景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などにかかる制限については、屋外広告物条例で定め、規制誘導を図ります。

なお、横手市では、本計画策定後速やかに屋外広告物条例を制定します。当該条例が施行されるまでの期間は、秋田県屋外広告物条例及び本計画に基づき規制誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

区分	内容
設置場所	・周囲の景観に悪影響を与えないような、位置・数量・規模・形態・高さとするよう努めること。 ・建築物を利用するものにあっては、良好な街並み形成や周囲の山並みへの眺望などに配慮して、建築物との一体性に配慮した配置となるよう努めること、並びに低層部への設置に努めること。 ・建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
色彩	・野立広告物にあっては、周辺と調和した意匠、色彩となるよう努めること。 ・建築物を利用するものにあっては、建築物とのと一体的なデザイン及び周辺と調和した色彩となるよう努めること。
材料	・汚れにくく、耐久性のある素材を使用すること。 ・歴史的街並みが残る地区などでは、地域の伝統的な材料あるいは自然素材を用いることが望ましい。
照明	・照明方法、明るさ等については、周辺の良好な景観との調和に努めること。 ・点滅又は回転するランプは使用しないように努めること。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

これら公共施設のうち、以下の基準にあるような景観形成上重要な公共施設については、国や県などの当該公共施設管理者との協議・同意に基づき「景観重要公共施設」としての位置づけを図ります。

景観重要公共施設指定基準

- ・横手市の景観の骨格となる、地域のランドマークになるなど、景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設
- ・歴史的な街並みなど地域特性に合わせた良好な景観形成に寄与する公共施設
- ・景観重点地区内の良好な景観形成に寄与する主な公共施設

(2) 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

●道路

- ・緑の連続性に配慮して、街路樹の整備を進めます。街路樹は、良好な沿道景観形成のほか、育成などにも配慮して樹種を選定し、適正に維持・管理します。
- ・照明やガードレール、案内標識などの附属施設の意匠・形態は、歩道や沿道の建築物・街路樹などと調和し、良好な沿道景観形成に寄与するよう配慮します。
- ・道路の舗装・仕上げは、良好な沿道景観形成に寄与するものとし、特に歩道は、歩行者の安全性や快適性を重視したものとします。また、自転車専用道路を設ける場合は、沿道景観との調和に配慮しつつ、視認性が高く、安全に通行できる仕上げなどにするよう配慮します。

●公園

- ・植栽などの緑化については、高木やシンボルとなる樹木の配置に努めます。樹種は、地域特性を踏まえた上で、育成などにも配慮して選定し、適正に維持・管理します。
- ・遊具などの公園施設は、素材や形態、色彩などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。
- ・丘陵地にある公園は、横手盆地の眺望に配慮した施設計画と樹木の剪定など適正に管理します。

●河川

- ・護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものを用地、自然と調和した河川景観の形成に努めます。
- ・緑の連続性に配慮して、河川沿いの樹木などの保全に努めます。

3. 景観農業振興地域に関する事項

横手市の中央部には広大な農地が広がっています。周囲の丘陵地などからは、山並みを背景として、田園や果樹園と市街地が共生する美しい横手盆地を眺望することができます。この眺望と田園・果樹園が創出する美しい景観は、市民からも高い評価を得ています。現在は、これら農地の約 38,200 ヘクタールを農業振興地域に指定して、計画的な農業振興を目的とした農業振興地域整備計画を定め、この計画に基づいた営農環境の推進を図っています。

景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため策定するもので、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

横手市は、農地が創出する美しい田園景観や果樹園景観などを保全していくため、遊休農地対策など必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

4. その他景観形成に関する事項

横手市の人口は減少傾向にあり、市内には多くの空き家が見受けられます。空き家は地域の景観に悪影響を与えるばかりでなく、管理が行き届かず放置された結果、事故が発生し、他人に損害をあたえるといった危険性も含んでいます。

横手市は『横手市空き家等の適正管理に関する条例』を制定し、市民の協力を得ながら所有者に適正な管理を促すルールを定めましたが、さらに、危険な空き家の撤去を促進する具体制度を創設し、所有者の適正管理を支援します。

また、市内山林や空き地、河川敷などへの不法投棄が、自然、田園景観に特に大きな影響をあたえています。

横手市は、不法投棄未然防止のため、環境監視員を委嘱してパトロールなどの監視活動を行っています。さらに市民の協力を得ながら不法投棄物の回収に努め、不法投棄者が判明した場合は、ごみの適正な処分を指導するなど警察や保健所とも連携して厳しく対処します。

第10章 良好な景観づくりに向けて



大森リゾート村芝桜(大森地域)



大松川ダム公園の芝桜(山内地域)

1. 市民・事業者・行政の役割

良好な景観形成には、市民・事業者・行政の協働による取り組みが重要です。その中でも、景観を含むまちづくりの主役である市民が果たすべき役割は大きく、市民自らが主体となって考え、取り組む活動は、良好な景観形成の実現には不可欠です。

(1) 市民の役割

- 市民は、自らが、横手市の豊かな自然と歴史あふれる景観を守り、育て、そして次の世代につなげていく重要な役割を果たすことを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めます。
- 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

(2) 事業者の役割

- 事業者は、自らが、横手市の豊かな自然と歴史あふれる景観を守り、育て、そして次の世代につなげていく重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に良好な景観の形成に努めます。
- 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施します。
- 行政は、前述の施策の策定及び実施に当たって、市民及び事業者の意見を反映するよう努めます。
- 行政は、公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めます。
- 行政は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めます。

2. 推進体制の確立

市民による活動への支援を含む、市民・事業者・行政の協働による景観づくりに向けた体制を整備します。

（１）行政の連携体制強化

良好な景観の形成には、建築物や街並みの整備だけでなく、山・河川・農地などの保全、道路や公園の整備・管理など様々な取り組みが必要となります。

横手市では、良好な景観を形成していくため、庁内の関係部門（建設・農林・商工観光・教育委員会等）が十分な協議・情報交換、連絡調整の上、相互に連携しながら景観施策に取り組みます。その上で、庁内に横手市景観行政連絡会議を設置し、総合的な視点から円滑かつ効果的な施策展開を図ります。

さらに、良好な景観形成に向けた情報収集や効果的な施策の活用等に関して、国や秋田県との連携を強化して取り組みます。

（２）横手市景観審議会の設置

横手市の良好な景観形成のための調査、審議機関として、横手市景観審議会を設置します。審議会は、景観に係る学識経験者や専門家などから構成し、次のような事項の調査、審議を行います。また、景観上重要な案件については、必要に応じて本審議会の意見を聴くものとします。

- ・ 景観計画の変更
- ・ 景観重点地区の指定など
- ・ 行為の届出に関する勧告、命令、公表、要請に関する重要な決定事項
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木に関する指定、変更など
- ・ その他良好な景観形成に関して必要と認められる事項

3. 市民・事業者が主体となった景観づくりの促進

市民や事業者の景観に対する意識の向上を図り、主体的に取り組む良好な景観づくりの活動などに対して支援します。

(1) 景観に対する意識向上への支援

景観に対する市民や事業者の意識を向上させるため、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を行っていきます。また、景観に関する講演会、シンポジウム等の開催や、ワークショップなどの体験型の学習の場の提供など、市民参画の機会の充実などを図るとともに、こうした生涯学習の場への参加を積極的に促します。また子供たちが学校や地域で景観について学ぶ機会が持てるよう支援し、景観まちづくりの普及を進めます。

(2) 市民活動への支援

市民や市民活動団体が主体的に行う景観の啓発、まち歩きイベント、景観ルールづくりなどの様々な活動に対して、情報提供、専門家の派遣、取り組みを支える新たな仕組みの整備、景観法に基づく景観協定の締結など、その活動内容に合わせた様々な支援を検討し、実施していきます。また、情報交換の場を提供し、景観づくりの活動をされている個人や団体のネットワークづくりを支援します。

(3) 表彰制度による活動の促進

優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物など、又は良好な景観形成に寄与する個人、団体の活動を表彰します。この制度により、市民や事業者の景観への意識が高まり、さらに市民活動を通じた交流が進み、効果的に景観づくりの活動が展開されることが期待されます。

(4) 人材の育成

横手市の良好な景観を将来につなぎ、また新たな景観形成を図るため、景観づくりを担う人材の育成を目指し、市民・事業者を対象とした出前講座や研修会、勉強会などの開催について検討します。

4. 市民が主体となった景観まちづくり組織の設立と活動に対する支援

(1) 任意団体

市民が主体となり景観まちづくりに取り組む組織に対して、活動内容に応じて設立や活動に対する支援を行います。

景観まちづくり委員会

一つの区域における景観まちづくりの推進を目的として組織された団体で、その活動が当該区域の多数の関係住民に支持されている団体を、横手市景観条例に基づいて「景観まちづくり委員会」として認定します。

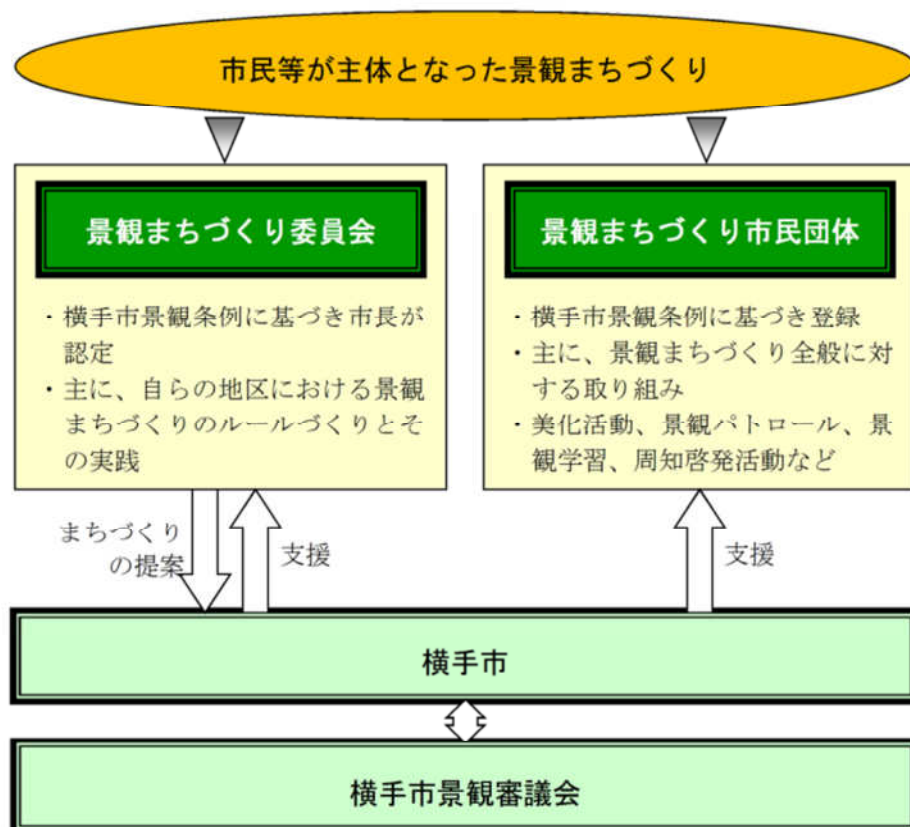
景観まちづくり委員会は、市長に対してまちづくり提案ができ、さらに景観法第 11 条第 2 項に基づき、景観重点地区の指定などの景観計画の策定又は変更を、市長に対し提案できる団体として位置づけます。

認定された景観まちづくり委員会に対しては、技術的援助や各種情報提供のほか、活動に要する経費の一部助成などの支援を行います。

景観まちづくり市民団体

自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行う団体を、横手市景観条例に基づいて、景観まちづくり市民団体として登録します。

登録された景観まちづくり市民団体に対しては、技術的援助や各種情報提供などの支援を行います。



(2) 法定団体

市民や事業者の景観に対する意識の高揚や景観まちづくりの活動状況などを勘案しながら、景観法に基づく景観整備機構や景観協議会を適宜設けていきます。

景観整備機構

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO について、市長がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。

横手市では、下記の業務を想定し、必要に応じて景観整備機構を指定します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要となる設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

景観整備機構の業務

- ・ 良好な景観の形成に関する業務を行う者に対して当該業務に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援を行うこと。
- ・ 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場、その他の公共施設に関する事業もしくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場、その他の公共施設に関する事業もしくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・ その他、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

景観協議会

景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、必要に応じて景観協議会を設置します。景観協議会には、市、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構のほか、必要に応じて、関係行政機関、住民そして観光・商工・農業などの団体、公益事業を営む者その他良好な景観の形成促進のための活動を行うものを加えることができます。

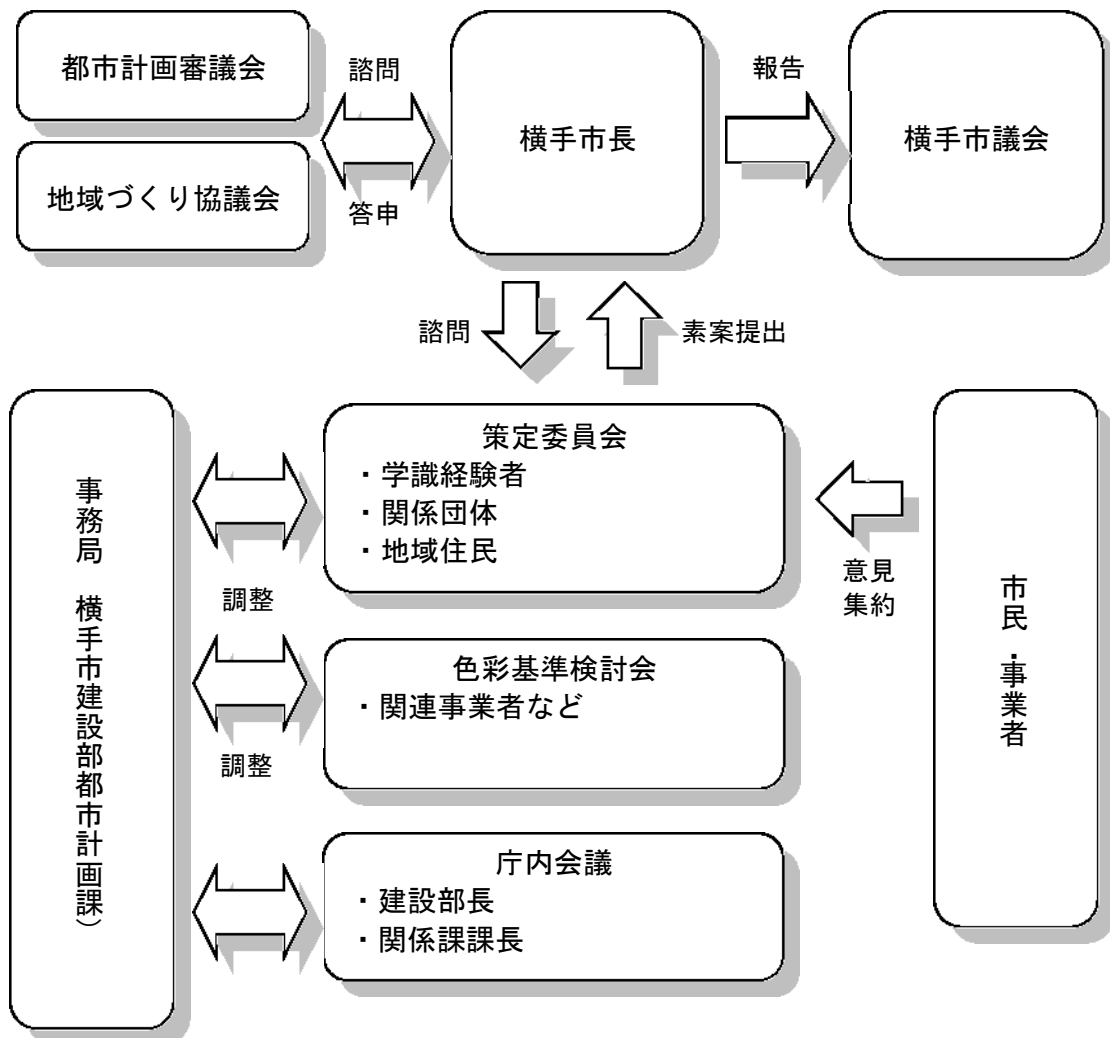
第11章 資料編



横手公園から夕暮れの鳥海山を望む(横手地域)

1. 策定体制

横手市景観計画は、以下の体制で策定に取り組みました。



■横手市景観計画策定委員会委員名簿（平成 22～23 年度）

氏 名	区 分	分野等	備 考
北 原 啓 司	学識経験	弘前大学教授	委員長 横手市増田地区伝統的建造物群保存対策調査 委員会委員
松 川 十 二	学識経験	都市	横手市都市計画審議会委員
伊 藤 武 士	学識経験	歴史・文化	横手市市史編さん室普及員
高 荒 宏 一	関係団体	建築	横手市建築士会
鈴 石 博 実	関係団体	観光	横手市観光連盟
高階 ヤス子	関係団体	農業	秋田ふるさと農業協同組合
佐 藤 武	関係団体	森林	横手市森林組合
小 松 郁 美	地域	横手地域	地域づくり協議会委員
奥 山 勝 榮	地域	増田地域	地域づくり協議会委員（平成 23 年度）
加 藤 勝 義	地域	増田地域	地域づくり協議会委員（平成 22 年度）
中 嶋 智 子	地域	平鹿地域	地域づくり協議会委員
佐藤 てる子	地域	雄物川地域	地域づくり協議会委員
太 田 壽 一	地域	大森地域	地域づくり協議会委員
佐々木 仁	地域	十文字地域	地域づくり協議会委員
黒 沢 義 春	地域	山内地域	地域づくり協議会委員
照 井 勇 光	地域	大雄地域	地域づくり協議会委員

■色彩基準検討会名簿（平成 23 年度）

氏 名	分 野	備 考
鈴 石 博 実	観光	横手市観光協会（横手市景観計画策定委員会委員）
佐藤 てる子	景観	秋田県景観マネージャー（横手市景観計画策定委員会委員）
松 井 幹 子	建築	横手市建築士会
佐々木 進	屋外広告	横手市内看板業者
小 川 四 郎	塗装	横手市内塗装業者
山 石 均	行政	横手市建設部建築住宅課